

# 第31回 制度設計専門会合事務局提出資料

~間接オークション導入等に伴う電源表示ルール等 の見直しについて~

平成30年6月19日(火)



#### 1. 前回の議論の振返り

- 2. 個別論点の検討
  - 1) 非化石価値を保有しない電気の表示の在り方(前回論点4)
  - 2) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備(前回論点7)
  - 3)電源の恣意的な非表示についての考え方(追加論点)
- 3. 今後のスケジュール

## 本日の議論の射程

- 電源構成等の適切な開示方法などの需要家への情報提供の在り方に関しては、需要家の誤認等を防止するとともに、小売電気事業者間の公正な競争を確保する観点から、「電力の小売営業に関する指針」(以下、「小売営業ガイドライン」という)において規定している。
- 今秋に予定されている間接オークションの導入や非化石価値取引市場の創設等に伴う小売営業ガイドライン 改正の在り方については、第29回(平成30年4月23日)と第30回(平成30年5月29日)にご議論い ただいたところ。本日は、残された論点についてご議論をいただきたい。

# 前回の議論の整理(1/2)

● 前回の議論を踏まえ、論点ごとにガイドライン改正の方向性を整理(追加で議論が必要な論点については、 次章以降のページを参照)。

論点		概要	前回の議論を踏まえた対応
論点①	これまでの整理をその まま踏襲するもの	<ul> <li>二重計上の禁止等の誤認防止に関する考え方は、現行ガイドラインの整理を基本的に踏襲して問題ないか。</li> <li>現行ガイドラインでは、産地価値に関して地産地消を例示しているが、ここには「電力産地の表示」という一般的概念が含まれているが、現在の記載で十分か。</li> </ul>	• 事務局案の方向で整理。
論点②	電気に付随する価値 と電力取引との関係	<ul><li>電気に付随する価値としてどのような価値が認められるか。</li><li>また、その概念整理をどのように行うか。</li></ul>	• 事務局案の方向で整理。
論点③		<ul> <li>論点②で整理されたそれぞれの価値と電力取引との関係について、電気と一体として取引される場合のほか、別々に取引されることもありうると考えることが適切か。</li> </ul>	• 事務局案の方向で整理。
論点④		• 特定の電気から非化石価値が控除された場合、当該電気を販売する際に、 水力由来等の電源表示を行うことは許容されるか。	<ul><li>前回の議論を踏まえ、追加で 検討を実施(次章参照)。</li></ul>
論点⑤	特定の電源・産地としての価値が維持される条件	<ul> <li>「取引所を介して他エリアの電気事業者から電力調達を行う場合」や「取引所を介して他エリアから自社で送電する場合」において、特定の電源・産地としての価値が維持される条件はどのように考えるべきか。</li> <li>また、上記整理に従った場合、どのような電源表示が認められるか。</li> </ul>	<ul> <li>事務局案の方向で整理。</li> <li>ただし、前回指摘のあった「電源の恣意的な非表示」は、追加で検討を実施(次章参照)。</li> </ul>

# 前回の議論の整理(2/2)

論点		概要	前回の議論を踏まえた対応
論点⑥	特定の電源・産地と しての価値が維持さ れる条件	<ul> <li>物理的に連系線が接続していない地域(沖縄、離島等)から特定の電源・ 産地としての価値を維持して取引を行うことができるか。</li> <li>市場分断時や事故等により連系線の一部又は全部が利用できない場合、特 定の電源・産地としての価値を維持して取引を行うことができるか。</li> </ul>	<ul><li>事務局案の方向で整理。</li></ul>
論点⑦	需要家の誤認を招か ない表示ルールの整 備等	電源を特定したメニューを販売している場合、当該電源分を電源構成表示から控除するべきか。	<ul><li>前回の議論を踏まえ、追加で 検討を実施(次章参照)。</li></ul>
論点⑧		小売電気事業者が契約に向けて、需要家に対して供給する電気の属性を特定する内容の表示・訴求をした場合につき、需要家の誤認を招く可能性の観点、及び「小売供給の特性」の観点から整理をすべきではないか。	• 事務局案の方向で整理。

- 1. 前回の議論の振返り
- 2. 個別論点の検討
  - 1) 非化石価値を保有しない電気の表示の在り方(前回論点4)
  - 2) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備(前回論点7)
  - 3) 電源の恣意的な非表示について(追加論点)
- 3. 今後のスケジュール

# 前回論点4:非化石価値を保有しない電気の表示の在り方

- 非化石価値取引市場が創設され、電気事業者は取引所経由で容易に非化石価値を購入することができる一方、FIT電気の販売にあたっては、非化石証書の保有の有無にかかわらず、FIT電気(風力)、FIT電気(水力)などとの表示が認められている。このため、FIT電気は、それ自体では非化石価値を保有しないことを前提に、需要家の誤認を防止する観点から、①電力量に相当する非化石価値を保有しない場合と②保有する場合に分けて、表示の在り方を検討する必要がある。
- また、非化石価値取引市場の創設に伴い、FIT電気の買取費用は、全需要家が賦課金を通じて負担するのみならず、非化石価値取引市場における取引参加者の購入代金によっても賄われるため、FIT電気に関する注釈に記載すべき内容を変更する必要がある。
- 具体的には、注釈の記載内容を以下のように改正してはどうか。

		改正後		
	改正前	①電力量に相当する非化石証書を 保有しない場合	②電力量に相当する非化石証書を 保有する場合	
改正のポイント	_	<ul><li>FIT電気費用負担に関する記載を修正。</li><li>FIT電気には、非化石価値やCO2排出量価値がないことを明記。</li></ul>	FIT電気の電力量に相当する非化石証書 を購入している場合、非化石価値やCO2排 出量が訴求可能であることを明記。	
ガイドラインの記載(案)	当社がこの電気を調達する費用の一部は、 当社のお客様以外の方も含め、電気をご利 用の全ての皆様から集めた賦課金により賄 われており、この電気のCO2排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。	<ol> <li>当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客様以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金及び非化石価値取引市場において取引された非化石証書の売却収入により賄われています。</li> <li>FIT電気については、この電気のCO2排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。るなど、非化石電源としての価値は有しません。</li> </ol>	左記と同様に1、2の記載は必要。その後、下記3を記載することで、価値訴求が可能。  1. (左記と同様) 2. (左記と同様) 3. 当社の販売するFIT電気は、非化石証書の購入により実質的にCO2排出量ゼロを実現しています。  (注) 再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入したのでない限り、販売するFIT電気が実質的に再生可能エネルギーによる電気である旨の訴求は認められない。	

# (参考) 前回の審議会での議論

● 前回の制度設計専門会合における主なコメントは以下のとおり。

論点

意見

費者が理解しているのかという問題は恐らくあるのかなと思います。よって、これは制度として既に入っているものであったとしても、きちっと消費者が理解しているのかということのフォローアップ。それと、フォローアップした上で、もしその表示に問題があるとすれば、これを変えることについて決してヘジテートしないことも重要なのかと思います。(大橋委員)
 電源表示に関しまして、FITの表示の仕方について注意書きでいかれるというところでございますけれども、非化石価値

| 論点④とかですが、これは既にFIT電気としてこのような表示をされているということですが、表示がされているけれども、消

- 電源表示に関しまして、FITの表示の仕方について注意書きでいかれるというところでございますけれども、非化石価値取引市場を私どもで今やらせていただいております。…(中略)…FIT電気といいながら非化石価値を買っていないというのは、果たして残ったものは何なのかというのはしっかりと議論する必要があって、それを正しく表示する必要があるのではないかと考えております。(JEPX國松オブ)
- 環境価値を抜いたFITの電源がどうかとかというお話もあるのですけれども、選ぶ消費者の側の価値観はみんな違いがあると思っておりまして、…(中略)…やはり選ぶ人によっては石炭の電源がたくさん入っているのは嫌だとか、原子力は買いたくないとかということをきちんと考えて選んでいる人、例えばスイッチしたような人たちはそういうことを考えていると思っているのです。…(中略)…それは100人全員が読むわけではないけれども、意識的に選ぼうとする人はきちんと読むと思っておりますもので、今、事務局がご提案くださったような格好で部分修正で説明をつけてやっていっていただくというのが今のところいいのかなと思っております。(辰巳委員)
- 論点④は、今回はこういう形で従来のものにつけ加えるような整理でいいのだろうと思いますけれども、ただ、何人かの方がおっしゃったように、本当にごちゃごちゃ書いてあるものが理解されているのか、しっかり読み込む…(中略)…消費者の方もいればそうではない人もいると思いますし、いろいろな人にやはり使い勝手のいいものを目指すべきではないかと思います。私も一消費者の立場で考えると、いろいろ書いてあるけれども、結局、非化石電源は何%なのという結論だけ欲しいとも思うわけです。(圓尾委員)

論点 ④

- 1. 前回の議論の振返り
- 2. 個別論点の検討
  - 1) 非化石価値を保有しない電気の表示の在り方(前回論点4)
  - 2) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備(前回論点7)
  - 3)電源の恣意的な非表示について(追加論点)
- 3. 今後のスケジュール

## 前回論点⑦:需要家の誤認を招かない表示ルールの整備

- 小売電気事業者が電源非特定メニューに加え、電源特定メニューを保有している場合、需要家の誤認を防止する観点から、どのような電源構成表示を行うべきかが問題となる。
- 現行のガイドラインでは、電源構成開示自体が望ましい行為と整理されていることなどを踏まえ、案 II を基本としつつ、全体の電源構成割合から控除したものを表示することを望ましい行為としてはどうか。
- 具体的には、控除前の電源構成のみを示し、かつ注記においても電源特定メニューに係る情報を具体的に示さない表示の仕方は、需要家の誤認を招く表示として問題となる行為としてはどうか。

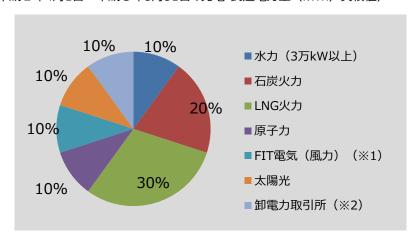
	電源表示に関する考え方		メリット	デメリット	
	I案	電源特定メニューを販売する場合において、全体の電源	具体的な注記の記 載も <b>義務ではない</b>	• 事業者のコストが最小化され る。	• 電源構成表示の考え方次第 では、需要家の誤認を招く可 能性がある。
事務局提示案	Ⅱ案	構成割合からの <u>控</u> 除は義務的ではな いが、望ましい行為 と考える見解	少なくとも具体的な 注記の記載は <u>義務</u>	• 需要家の誤認を招く可能性が 抑制できる。	• 事業者に一定の追加コストが 発生する。
	Ⅲ案	電源特定メニューを販売する場合には、全体の電源構成割合からの <u>控除する必要がある</u> と考える見解		• 需要家の誤認を招く可能性が 最大限抑えられる。	現行GLでは、電源構成開示は望ましい行為と整理されており、過度に厳格な開示を求めると電源構成開示を行う事業者のインセンティブを損なう可能性もある

## 前回論点⑦:注記を記載する場合のルール

- 小売電気事業者が需要家の誤認を防止する観点から、どのような注記を行うかが問題となる。
- 注記の記載については、正確性の確保と需要家の分かりやすさの観点から、下記の記載例に沿って、少なくとも特定電源メニューの販売電力量を入れた注記を記載することとしてはどうか。

#### 特定電源メニューを控除しない場合の注記例 注1、2

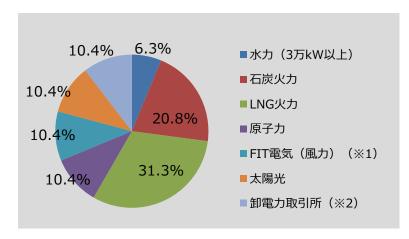
#### 当社の電源構成 (平成○年4月1日~平成○年3月31日の発電・調達電力量(kWh)実績値)



当社は水力電源を20%以上とするメニュー注3を一部需要家に対して販売しており、上記の割合は全販売電力量(〇kWh)のうち、このメニューによる販売電力量(〇kWh)を含んだ数値です。(平成〇年度(平成〇年4月1日~平成〇年3月31日)の実績値。)

#### 特定電源メニューを控除する場合の注記例 注1、2

当社の電源を特定しない電力メニューの電源構成 (平成○年4月1日~平成○年3月31日の発電・調達電力量 (kWh) 実績値)



当社は水力電源を20%以上とするメニュー注3を一部需要家に対して販売しており、それ以外の電源を特定していないメニューの電源構成は上記のとおりです。 (平成〇年度(平成〇年4月1日~平成〇年3月31日)の実績値。)

注1:注記を記載しなければ問題となるが、注記の内容については、消費者の誤認を招かない合理的な範囲で変更することは許容される。

注2:特定電源メニューを保有していない場合には、特定電源にかかる注釈や控除は不要である。

注3:下線部は、当該小売電気事業者において販売する電力メニューに応じて記載する。

## 前回論点⑦:控除を行う場合のルール

- 小売電気事業者は、電源非特定メニューの需要家の誤認を防止する観点から、電源非特定メニューの電源 構成について、特定電源メニューに利用した電力量を適切に控除した電源構成を公開することが望ましいもの と考えられる。この際、当該事業者の控除方法が恣意的なものである場合、需要家に対する誤認を与える可 能性もあるため、控除方法に関する一定のルール整備が必要となる。
- このため、当該事業者が控除の合理性に対する証明責任を負うことを原則としつつ、公平性の確保と需要家 を保護する観点から、基本的な考え方は以下によることとしてはどうか。ただし、具体的根拠をもって説明することを前提に、他の合理的方法によることも妨げないこととしてはどうか。

#### 特定電源メニューの控除に関する基本的な考え方

特定電源メニューを全体の電源構成から控除する場合、基本的には以下の手順に沿って対応することとする。

- ① 特定電源メニューに基づく販売電力量(kWh)を特定する。
- ② ①の販売電力量を、特定電源メニューの供給割合に応じて割り当てる。
- ③ 全体の電源構成を算定する計算式の分母から、①で計算した販売電力量を控除する。
- ④ 全体の電源構成を算定する計算式の分子から、②で計算した特定電源の販売電力量を控除する
- ⑤ ③と④に基づいて、控除後の電源構成を算定
- ⑥ 複数の電源特定メニューを提供している場合、①~⑤の計算を繰り返すこととする。

# (参考) 電源特定メニューを控除する場合の計算例

● 前頁の控除に関する考え方に沿って、特定電源メニューを控除すると、以下のように考えられる。

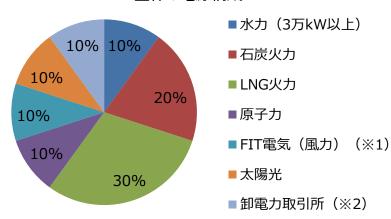
#### 【具体例】

- 東京エリアに拠点を置く小売電気事業者a社は、以下の電源構成を保有。
- 具体的な電源構成は、水力:1000MWh、石炭火力:2000MWh、LNG火力:3000MWh、原子力:1000MWh、FIT(風力):1000MWh、太陽光:1000MWh、卸電力取引所:1000MWhで、合計10000MWh。
- 小売電気事業者α社は、通常メニュー(電源非特定メニュー)に加え、「水力電源が25%以上含まれている」ことを小売契約の特性とする特定電源メニューを販売。
- 当該特定電源メニューの販売実績は2000MWhとする。

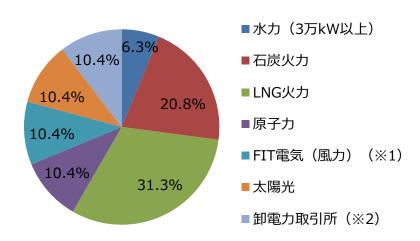
#### 【控除の考え方】(前頁の考え方に沿って計算)

- ① 特定電源メニューに基づく販売電力量は、2000MWh。
- ② ①の販売電力量のうち、水力割合は25%以上となるため、500MWh。その他が 1500MWhとなるところ、この部分に、他の電源の電力量を特定して割り当てる。 上記例では、「石炭火力: LNG火力: 原子力: FIT電気(風力): 太陽光: 卸電力取引所=2:3:1:1:1:1」の割合 注。
- ③ 全体の電源構成を算定する計算式の分母から、①で計算した販売電力量 2000MWhを控除する。
- ④ 各電源の割合の算定にあたり、全体の電源構成を算定する計算式の分子から、② で計算した特定電源の販売電力量を控除する
- ⑤ ③と④に基づいて、控除後の電源構成を算定すると、控除後の電源構成が完成。
- (注) 但し、小売電気事業者において、二重計上等の問題が無く不足が生じないように適切・正確に管理されているのであれば、他の算出の方法で他の各電源の電力量を特定することも可。

#### 全体の電源構成



#### 特定電源メニューを控除した電源構成



# (参考) 前回の審議会での議論

● 前回の制度設計専門会合における主なコメントは以下のとおり。

論点

意見

論点 ⑦

- 論点⑦ですが、…(中略)…もし〔引用注:前回審議会資料スライド27の〕例2のようなことを注記で書けるとするならば、控除した後の割合も計算しているわけですよね。控除した後の割合も計算しているのだったら、これももともと控除する前のものと並記して、2つ並べて示せばいいではないか。…(中略)…控除前、控除後というのを出して、控除後というのはこういう意味ですと注記すればいいのではないか。而方示すのはパーミッシブルかもしれないけれども、控除しないものだけ示すというのは本当にいいのかに関しては疑問に思っています。一方で、さっき論点④でFITについては環境価値で手当てされていないものというのを示して、その後、注記で対応するということが可能であったのにもかかわらず、アクアプレミアムだとか、そのような類いのものだけは並べて書けというのはいかにもバランスを欠いているような気がするので、今回の事務局案、例2のようなやり方で大丈夫とするのについては合理的だと思いますが、私はさっき論点④で出てきたものを改革するのにあわせて、こちらの方も並記するというような、円グラフだとすると、こっちだけを目立つような格好にするのではなく、同じ大きさで示すというのは許容の範囲かもしれないけれども、こっちだけ示すのはむしろ誤認を招くのではないかということを強く打ち出すべきなのでないかと思います。(松村委員)
- ・ 論点⑦ですけれども、これは電気通信でも多分議論になっていると認識しているのですが、消費者の多くが消費できない プランを表に出して、実際店頭に行ったら実はそのプランは自分は該当しなかったというケースが随分あるということで、多 分、検証委員会でこれから取り締まるという話があるらしいです。<u>やはり消費者がほとんど購入できないものを表に出すというのは、これは誤認かなと思います。そういう意味では、ある程度消費者の大宗の人というのは、その電気を買っているということが担保できるような表示の仕方をしていただく必要があるのだろうと思いますし、特定のプランであれば、そのような特定のプランとして特出しして記載していただくということがやはり誤認の可能性を低めることにつながるのかなと思います。(大橋委員)</u>

- 1. 前回の議論の振返り
- 2. 個別論点の検討
  - 1) 非化石価値を保有しない電気の表示の在り方(前回論点4)
  - 2) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備(前回論点7)
  - 3)電源の恣意的な非表示について(追加論点)
- 3. 今後のスケジュール

## 追加論点:電源の恣意的な非表示について

- 前回、連系線を介して他社から電源を調達する場合、間接オークション導入後には、原則として電源種を特定することはできなくなることを受け、例外的に特定の電源・産地の価値を維持することができる条件について議論をいただいた。
- この中で、電源の特定性を維持するための追加的な取組を行いつつも、需要家に価値を訴求しやすい電源については、その電源の特性を表示する一方、需要家に価値を訴求しにくい電源については、恣意的にその電源の特性を表示しない可能性があるのではないかとの懸念が示された。
- 現時点では、間接オークション導入前でもあり、このような恣意性が疑われる事業者の行為を事務局では把握していないものの、一般論として整理を行うと、次のように考えられるのではないか。
  - ✓ 取引所取引については、取引は匿名であるため、原則として、電源種の特定性は維持されず、例外的に、 B-1又はB-2(次々頁参照)に沿った追加的な対応を行った場合に初めて電源種を特定できる。
  - ✓ このため、このような電源の特定性を維持する行為を行わないことをもって、直ちに問題視することは適当ではない(全ての電源について、電源の特定性を維持する行為を求めることは、コスト面でも現実的ではない)。
  - ✓ ただし、事業者において、特定の電源・産地の価値が維持される行為を行っている場合には、その電源の 特性を表示するか否かを恣意的に判断せず、一律に表示することが望ましいのではないか。

## (参考) 望ましい表示の仕方

● B-1案又はB-2案(次頁参照)を採用した場合、以下のような事例において、事業者における望ましい対応は以下のように整理されるのではないか。



#### 【具体例】

- 間接オークション制度導入後の20XX年、東京エリアに拠点を置く小売電気事業者a社は、X社(九州エリア)、Y社(関西エリア)、Z社(北海道エリア)の3社と卸供給契約を締結。
- 特定契約の詳細は、以下のとおり。
  - ✓ X社とLNG火力発電設備からの受電分として100MWの特定契約を締結。
  - ✓ Y社と水力発電設備からの受電分として100MWの特定契約を締結。
  - ✓ Z社と再エネ発電設備からの受電分として100MWの特定契約を締結。
- ある日のあるコマにおけるα社の東京エリアにおける卸電気取引所の約定量は300MWhであった。この場合、α社はどの特定契約に基づく価値を主張できるか。

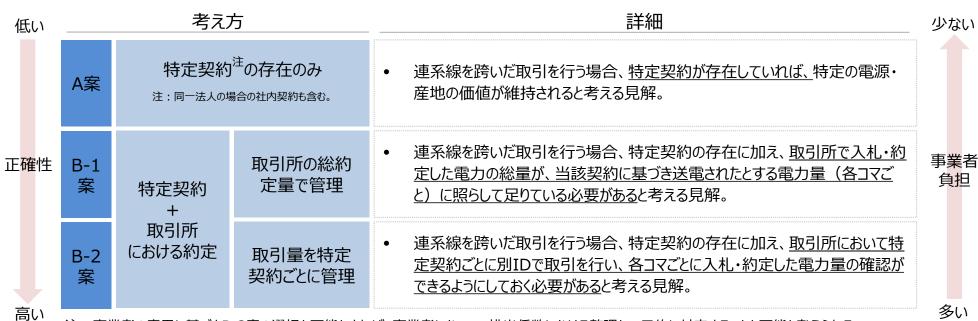
#### 【望ましい対応】

- 上記の場合、小売電気事業者aは、東京エリアで300MWhの約定量が確認できているため、X社、Y社、Z社との全ての卸供給契約について、 特定電源としての価値を訴求することが理論上は可能となる。
- このため、小売電気事業者aは、特定の発電設備からの受電分について価値を訴求しないなどの行為を行うことなく、「LNG火力から 100MWh、水力から100MWh、再エネから100MWh」と考え、同社の電源構成を表示した。

# (参考) 特定の電源・産地の価値が維持される条件

平成30年5月29日 第30回制度設計専門会合資料より抜粋

- 間接オークション導入に伴い、従来、先着優先ルールに基づいて他の供給地域から電気を供給していた事業者は、今後、取引所を介して電力取引を行うことになるところ、取引所を介した電力取引は、売買当事者の匿名性が維持されているため、特定の電源・産地を紐づけることが原則として不可能となる。
- しかしながら、連系線を介して他社から電源を調達する場合等において、特定の電源・産地の価値を維持したいとのニーズが存在するため、どのような条件を充足した場合に例外的に電源・産地等の価値が維持されるのか検討を行う必要がある。
- 具体的には、特定の電源・産地の価値が維持される条件として、次の方法が考えられるが、需要家の誤認防止及び事業者負担等を勘案し、少なくともB-1案に基づく対応を必要とし、事業者が独自の判断注でB-2案に基づく対応を行うことも認めることとしてはどうか。



注:事業者の意思に基づきB-2案の選択も可能とすれば、事業者において、排出係数における整理と一元的に対応することも可能と考えられる。

# (参考) 前回の審議会での議論

● 前回の制度設計専門会合における主なコメントは以下のとおり。

追加論点

• 間接オークションで相手先がちゃんと確認できる場合はいいのですが、できない場合は、結局JEPXの係数となって整理するとなっているのです。下の方が難しいのです。コストがかかるだろうと多分思うのです。それで努力して下にしている人はいいのですけれども、できるだけ下げたい、みせかけ下げたいという人は、再エネの話ばかりではないと思いますもので、間接オークションで石炭の安い価格のものを買ってきて、自分たちの電気をよくわからないようにぼやかしたいという格好にしてはどうかと書いてある上の丸の方を使って、だから、事業者側が意図的に使うということがあり得るかなと思うもので、そこら辺をどのように避けるというか、チェックするかが重要かなと思いました。(辰巳委員)

- 1. 前回の議論の振返り
- 2. 個別論点の検討
  - 1) 非化石価値を保有しない電気の表示の在り方(前回論点4)
  - 2) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備(前回論点7)
  - 3)電源の恣意的な非表示について(追加論点)
- 3. 今後のスケジュール

## 今後のスケジュール

- ◆ 本日のご議論を踏まえ、次回、パブリックコメントに付する小売営業ガイドライン改正案を報告する予定。
- その後、7月下旬をめどにパブリックコメントを開始し、最終的な改正案を本審議会においてご議論いただき、平成30年10月の間接オークション導入に向けて、施行準備を進めることとしたい。